

保育サービスの経済的効果

高山憲之氏にたいする疑問

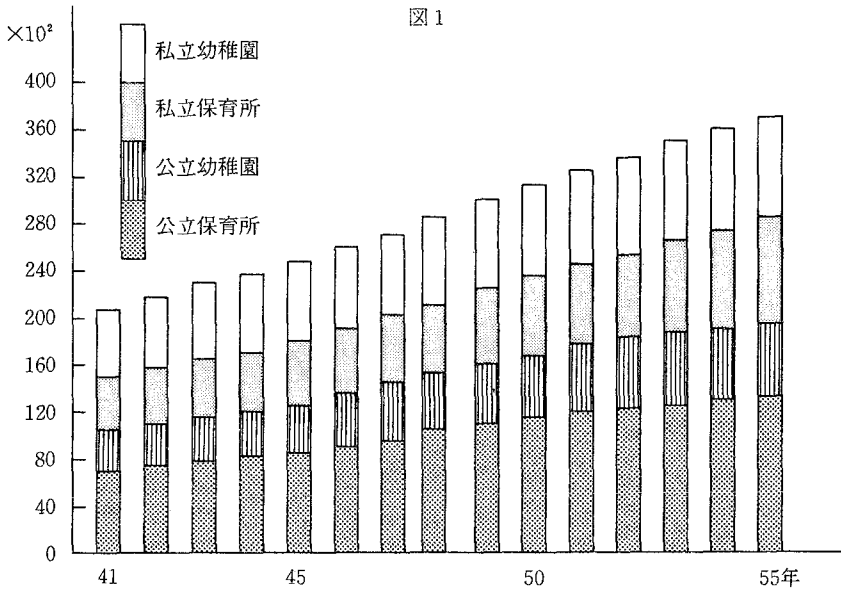
脇 坂 明

保育所はいま転機にだたされている。保育所・幼稚園は図1のように順調にその数をふやしている。加えて、近年の出生率の減少は、保育所問題を数の側面から、新たな側面へと移行させている。“ポストの数ほど保育所を！”という運動も、こどもの数の減少により定員われが一般化している現在、迫力にかけける。経済の女性化が確実視されるなかで、保育所問題は量的拡大ではなく社会的再編成のしかたが焦点になっている。本稿では、経済学の立場から保育料問題にするどい分析をされている高山憲之氏の論点を中心に検討をおこない、問題のありかを明らかにしたい。

高山氏の主張は、応能負担原則にもとづいている現在の保育料のありかたを批判し、保育料に所得再分配機能はないから、利用者全額負担にすべきだというものである。応能負担原則とはなんだろうか。応能負担原則とは、財政学の租税論でいう応能説 (ability-to-pay principle) と応益説 (benefit principle) の区別で前者に対応する。高山氏の主張する利用者負担原則はおおかた後者に対応する。応能説では歳入が主たる関心事となるのにたいし、応益説では歳出の最適水準の内生的決定が問題となる。応能説は、租税は納税者の支払能力にしたがって課すべきだとするから、一般的には所得再分配の見地からきわめてのぞましい。応益説は資源の効率的配分がやりやすい。高山氏の主張は、以下に述べる2つの問題点の指摘からなる。

〈応能負担原則の問題点〉

まず応能説に資源配分機能がないことの指摘である。保育料の現在の水準は保育経費にくらべかなり低いので、保育所にたいする需要が過大になっている。一人平均月額29,000



円弱の公費が保育所利用者に投入され（国と地方あわせて56年度で7,200億円）、公費のムダづかいを助長し、資源の効率的配分をさまたげている。保育所にたいする過大な需要を生む要因として、まず形式的な書類審査だけで入所措置をおこなうことをあげる。そのため自営業世帯の幼児などが、幼稚園がわりの保育所利用を過大におこなっていると主張する。つぎに、近年の母親の就労は、家計維持というより「生きがいのため」などの主体的な選択が多いから、過大な需要になるという。さらに婦人パートタイマーの労働市場への進出が高齢者雇用と競合するという氏の認識のもとに、保育サービスの低額化と高齢者への年金支給は公費の二重払いであるという。

〈所得再分配上の問題点〉

もう一つの主張は応能説がもっているはずの所得再分配機能がはたらいでない現状の指摘である。第一点は、保育所利用者の大半は貧困者でないという事実である。保育所の利用者の所得分布をみると、“所得補助の必要性があるかどうかについてきわめて疑問の多い”（高山〔5〕242頁）D階層（所得税課税世帯）が利用者の67.2%も占めている（行政管理庁〔3〕7頁）。これらの利用者への補助金ばらまきは許しがたいという。第二点は、

3歳以上児についての幼稚園がわりの保育所利用である。しつけ・教育のためや、近くに幼稚園がないという入所理由（入所措置基準に具体的に掲げられていない事項）のみをあげた人が、11.8%もあることに注目する（〔3〕24頁）。また、各県別の保育所・幼稚園利用率を比較し、いちじるしく異なる県が相当数あることを発見する。たとえば高知県と他の四国3県をくらべてみると、高知の保育所利用率が格段に高い。このように「利用者の間には（保育所と幼稚園が）相互代替的であるという理解の方がむしろ多いだろう」（〔5〕247頁）。これが保育サービスにおける分配の不公平（保育所と幼稚園）をうんでいる、という。第三点は自宅保育している世帯やベビーホテル利用世帯とのアンバランスである。無認可施設の利用世帯は保育経費を全額負担している。第四点は、基本的なことなのだが、税制転用方式による負担能力の認定の問題である。所得的確な評価は税務行政上の効率性をそこなうが、それをあいまいにすると負担能力の認定が不公平になる。周知のように所得の評価・補足的的確性については不満が多い。

（1）保育サービスにたいする rent-seeking

以上、高山氏の主張をみてきたが、つぎに順をおって検討をくわえていきたい。まず保育所に入所しやすい自営業についてだが、氏のいうように「自営業世帯の幼児の多くは幼稚園への就園ないし自宅保育も可能である」（〔5〕246頁）とは考えにくい。「自宅保育も可能」というのはどういう自営業か想定しにくいし、幼稚園就園についても、最近保育所なみの保育時間にしてはいる幼稚園があるとはいえ、いぜん午前中のみ幼稚園が中心である。「たまたま入所措置基準のひとつ（母親の就労）を満たしている」という言い方は、自営ではたらく女性を軽視しているのではあるまいか。保育所設置の理念は、勤労婦人だけでなく“はたらく女性”一般を対象につくられていると思う。とにかくクロヨン論議をはじめとして自営業をわるくいう知識人が多い。分析方法の是非はべつとして「（サラリーマンでかなりの貯蓄資産をもっている）人々もほとんど息子達に大学を出てサラリーマンになるコースを選ばせようとし、個人商店を開かせようとする人は少ない。むしろ逆に商店主の子弟がサラリーマンとなる移動の方が頻繁にみうけられる」（今井賢一ほか『価格理論Ⅱ』76頁）というぐらいの“公平な”見方が必要である。あるいはいま流行のリスク態度の概念をつかい、商売にともなうリスクにたいする優遇措置として

現行税制を正当化できる。その他の零細業者保護政策もすべてそのように解釈できる。とすれば自営業家庭が幼児を保育所に通わせることを責めることはできないはずである。

つぎに母親の就労働機だが、以前より「社会参加のため」などの選択がふえたとはいえ、いぜんとして「家計維持のため」というのがとくにフルタイマーでまだまだ多い。たとえば労働調査協会の1981年の調査によると、女子フルタイマーが現在にはたらいっている理由は、「社会と接する」ためというのが20代に典型的である。30代以上は経済的理由が多くなり、それも住宅資金→教育資金→老後資金と変化していく。30代以上で経済的理由に集中するのは、妻の収入の家計参加度が大きいためである（「労働調査」1982年6月 12～14頁）。パートタイマーについては、衣服やレジャーのための家計補助的動機が多いことは前稿〔10〕でものべた⁽¹⁾。しかし保育所にあずけている母親はフルタイマー・自営業が大半である。行政管理庁の調査では勤務形態はわからないが、就労日数（1か月）・就労時間（1日）がわかる（〔3〕27頁）。15日以下が10.2%、4時間未満が8.2%いることに注目している。勤務形態のわかる寝屋川市の調査では、自営11.1%、常勤54.9%、パート25.7%、その他2.7%、無回答5.6%であった（神村俊一「婦人労働と保育問題」大阪電気通信大学研究論集 人文・社会科学編18号 1982年）。寝屋川のパート4分の1というのは一般よりかなり多いとおもわれるが、ここでも自営とフルタイマーで66%になる⁽²⁾。このことは、つぎの「婦人パートタイマーと高齢者との労働市場での競合」についてもいえる。主婦パートと高齢者が直接に競合する場面もさほどないと思われるが、保育所問題に関係のあるフルタイマーと高齢者の職場はほぼ完全に分断されている⁽³⁾。

以上のように、たとえ保育所への過大な需要があったとしても、高山氏のあげる例はすべて説得力をもっていない。筆者には、保育所にたいする需要の過大・過小をどういった基準で判断すべきかわからないが（高山氏の基準もはっきりしていないが）、現状が過大な需要になっているとは思えない。

（2）保育サービスによる所得再分配

つぎに所得再分配機能の衰弱という論点についてみていこう。第一点の利用者が貧困世帯でないという点だが、たしかに古典的貧困の基準からすればD階層は貧困層ではない。しかし共働きをしているから一般世帯（専業主婦のいる世帯）の所得を上まわることがで

きるといふ事実を忘れてはいけない。“所得補助の必要性”うんぬんはあと一歩きめこまかく考える必要がある。

第二点の幼稚園と保育所の代替性については、“代替性がつよい”ことにちがいはないが、ニュアンスは現実と相当ことなる。全国3,279市町村のうち、1,068市町村（32.6%）には幼稚園はなく保育所のみである。逆に、167の市町村（5.1%）は幼稚園のみの設置である。あわせて37.7%もの地域はどちらかしかない。この事実は決定的に重要である。行政管理庁調査では、幼稚園が設置されている市町村と設置されていない市町村にわけて入所理由が集計されている。（幼稚園の設置されていないところは14市町村で調査対象83市町村の16.9%である。うえの全国の数字の32.6%にくらべ、かなり偏りのある調査だということがわかる。つまり保育所・幼稚園ともに設置されている市町村が多く調査対象になっている。）それにより、入所措置基準にない「近くに幼稚園がないため」という入所理由をあげたものをくらべてみると、幼稚園設置市町村の3.7%にたいして、幼稚園未設置市町村では15.1%にもものぼる（〔3〕26頁）。したがって、90%の5歳児が就学前教育をうけている現在、保育所しか存在しない地域で、保育所に幼稚園の機能を要求することは、社会的廃棄コストを考えあわせると経済的にも効率的ではなからうか。“保育に欠ける”状態でもないのに、保育所にかよう幼児たちは過大なサービスをうけているのであろうか。

幼稚園就園者は年額で公立4万円、私立15.6万円の負担であり、保育料の年額9万円（4時間で時間換算すれば4.5万円）は低すぎるという。ここで高山氏は私立幼稚園と保育所を比較している。私立幼稚園とくらべた理由は、幼稚園児の四分之三が私立であるからだという。しかし四分之一の公立幼稚園を無視できるはずはない。高山氏の考えは財政的見地にあり、幼稚園への国庫支出金が450億円で保育所の3,000億円と比べものにならない差があるということで、保育所と幼稚園（そして私立幼稚園）との比較をしたのであろう。しかし、おなじ公立の保育所と幼稚園をくらべると、時間単位になおして公立の幼稚園の負担は保育所より低い。その理由は、公立幼稚園の場合は施設の維持費、人件費などを基本的に公費でまかなっているからである。保育所の場合は、論文〔9〕によると、運営費の大半を占める人件費が経費として保育料のなかに含まれる。だから、たとえば高松市の場合では市の52年度一般財源からの児童1人当りの持ち出し額は、月額で保育所4,531円、幼稚園10,552円という結果がでている（〔9〕416頁⁽⁴⁾）。

幼稚園と保育所の代替性に関係して保育関係者になじみ深いのは、幼稚園と保育所の一

元化問題である。社会福祉が“進んでいる”国のなかには、同じ園の中に全日保育と半日保育のクラスがあるという形態をとっているのが多い。文部省・厚生省の二元行政の垣根をとりはらい、それら諸外国にみならおうという意見がくりかえされてきた。しかし経済学的にみると、地価の高い日本で、午後から半分が遊休化してもかまわぬほどの施設をつくるのは無理な話である。また保育的見地からみても「事の道理が十分判断できない幼児にとって、…幼児の情意面の生活に大きな陰影を残すおそれがある」（秋山〔1〕25頁）といえよう。保育所の民営化を論じるときには、保育内容がすでに幼・保一元化されているので、かならず幼稚園経営と関連づける必要がある。

第三点の自宅保育世帯との比較については、家事労働がまったく無視されている。専業主婦たちは、働く女性にくらべ、“手づくり”の食事や“ゆきとどいた”掃除・洗濯をするヒマがあるはずだ。たとえば共働きをしている女性と専業主婦の家事労働を、末子就学前の子のいる家庭でくらべてみよう。1975年で平日で炊事につきやす時間は、共働き妻1時間37分；非共働き妻2時間38分である。以下、掃除 12分；1時間03分、洗濯 22分；55分などである（〔2〕133頁）。(時間的には余裕がないのだが現実には働く女性の方が目がこえているため食事などもヴァラエティに富むようだ)。したがって専業主婦はかなり生計費が節約できるはずである。高価なインスタント食品などにたよらなければならず（？このところは微妙であって、好んでそういう状況をつくる人もいる）、そのため生計費の上昇を甘受しなければならない共働き世帯の苦労をかながえれば、保育所への補助が自宅保育と保育所保育との間にそれほどアンバランスを生んでいるとは思えない。

ベビーホテル利用世帯については、いくつかの類型があってそれぞれに論じなければならない。ここでは深夜労働をおこなう婦人についていうと、深夜労働にはそれなりのプレミアムがあり所得機会が多いはずである。世間で非難的となっている劣悪なベビーホテルは、ある程度の行政指導とイノベーションをおこすベビーホテル業者があらわれれば、淘汰されていこう。⁽⁵⁾その点に関して菅原真理子さんは、多様な個別の需要が無限にあることを強調する。「自分の給料の大部分を子供が生まれてからの3年間ほどはつかってもよいと考えているキャリアウーマンのために、新しいビジネスが成長する余地は大きい」（『女性管理職の時代』35頁）として民間企業に期待をかけている。

(3) 応能負担原則の徹底

つぎに現在の保育料体系が完全に応能負担原則にもとづいたものかどうか考えてみたい。国の保育料徴収基準は A から D の階層にわけられ、とくに D 階層は D 1 から D 12 とこまかくわけられ所得別に保育料がちがう。しかし、重要な例外がある。高山氏も論文〔5〕の注3でのべているが、3歳未満児と3歳以上児で保育料に差がある。また2人めからの園児の保育料は半額になっている。また山下氏があきらかにされたように(〔9〕403—406頁)、高松市などは保育所の定員規模により保育料がちがうケースさえある(D 8階層のみ)。

これらはかなり重要な事実である。現状に再分配機能がすくないといっても応能負担原則を徹底すれば、保育サービスによる再分配のはたらきはかなり異なるはずだ。まず年齢差によるちがいは、もし3歳以上児の保育料を3歳未満児ちかくにひきあげれば、保育園児の大半をしめる3歳以上児の親の負担はかなりのものになる。そしてその分だけ3歳未満児の保育料をひきさげることができる。応能負担原則からすれば3歳以上児の保育料はかなり安くなっているとおもわれるので、この原則を貫徹すれば、3歳未満児をもつ親の負担もかなり軽減される。筆者の若いころの小さな経験に照らしてみても、ふつう3歳未満児のいるときのほうが生活は苦しい。たしかに3歳未満児と3歳以上児の保育単価にはかなりの差がある。おむつをかえることひとつを考えてみてもその差は当然だが(保母一人の受け持つ子どもの数がちがう)、それが保育料の差にそのままつながるといのは自明でない。高山氏の強調点とは逆に現行保育料体系はかなり応益説にちかいものになっている。高山氏も論文〔5〕で、さきの注3のほかに注28でもそのことに触れているが、「年齢別に保育料を定めることを推奨」している。しかし、この議論は利用者負担原則が国民にうけいられることを前提としてのものである。

この3歳未満児と3歳以上児の区別は重要であって、高山氏の強調される低額保育料というのは3歳未満児にはあてはまらない。現行の国基準徴収額どおりに徴収している自治体で、入所措置通知をうけながら辞退する人が全国で13万人をこえるという事実は、「現行保育料はすでに需要抑制効果を発揮しつつある」(宮本〔8〕34頁)という解釈さえうみだす。(行管庁調査では入所辞退児の辞退理由で「保育料が高いため」というのは20.9%である。)この解釈は高山氏と逆の方向に事実とそれているが、とにかく応能負担原則が徹底されれば、3歳未満児の需要はもっとふえ、3歳以上児の需要は抑制されよう。再分配機

能をつよめるために、低所得世帯に限定して保育切符を配付することを高山氏は提唱されるがこのようなラディカルな制度変更は現実性に乏しい。むしろ再分配機能の強化には、応能負担原則の徹底をまずは年令差をなくすことから着手すればよいと思う。

つぎに子供数による調整だが（同一世帯に複数の入所児童がいれば、第二子からは保育料は半額）、これは応能負担原則からすれば半額にすべきではないが、応能説の長所である再分配機能からすれば、ひじょうに役だっているとおもう。だから所得再分配の推進という精神からすれば、原則にあわなくともかまわないような気がする。はたらきにでていない主婦さえ1人や2人しか子供をつくらない時代である。子供を多人数つくる家族を優遇したい。

最後に、規模の差についてであるが、山下論文のなかで、ある団体の公開質問状にたいする高松市長の回答は“保育単価（措置費の措置児童1人当り月額）の差”を原因としている。これはひじょうに興味深い。小規模保育所ほど設備などが劣っているといわれるが、保育単価は高くなる。この事実は重要である。高山氏は利用者負担にきりかえると、保育サービスの民間市場が多様な形で花ひらくとされている。この点は筆者もまったくおなじ考えである。そして利用者の負担は割高になるが、「3人ないし5人・10人あるいは1人の幼児を対象とする小規模保育がサービスの質に合わせて様々な価格で提供される」（高山〔7〕40頁）という見通しをもつとき、小規模保育は高価でかつ質が劣るという事実をふまえねばならない。おなじサービス業でも塾と家庭教師の関係とまったく反対で（この点も異論はあろうが）、保育はスケール・メリットが質量ともに大きいという技術的特性がある。だから「公的部門がみずから保育サービスの生産をしようとしても、効率的な生産条件を確保・維持するための妙案がない現状では、生産規模の縮小はやむをえない」（高山〔6〕6月18日）とはいえない。効率性維持の妙案がないのではなく、規模の経済があるから公営化すべきところが多いのである。しかし、最重要の問題は次節の問題である。

（4）母親労働者の育成

最後に、保育サービスがもつ婦人労働の奨励機能を考えよう。宮本女史は高山氏を批判される一つの論点として、このことをとりあげられ「保育所が増加したのも、婦人の要求運動によるだけでなく、労働力政策のうえからも必要とされたから」（〔8〕35頁）だとされ

る。社会政策の本質規定にかんする大河内＝岸本論争をほうふつとさせる古くて新しいテーマである。高山氏もこのことは決して無視してはならず、論文〔5〕の最後に働く女性への援助の目的のためには「勤労所得から保育費用を控除する道を開く」ほうが得策だという。これもかなり大きな制度の変更をとまなうが望ましいやり方にはちがいない。たださきの宮本女史の規定にもあるように、現実問題を見つめるときには「労働力政策」だけでなく「婦人の要求運動」という側面もおもてにでてくる。これは既存の婦人団体の運動というように狭くとるのではなく、要は、はたらく女性たちが、保育サービスにたいする対価の支払い方法をどう認識するかがカギになる。保育料はぐんと上がるが所得控除できて可処分所得がかわらない（あるいは増える）ならば、この制度変更にもものつてくるだろう。しかし、いい意味で保守的性格をもつ女性は、新しい制度の提唱には懐疑的である。高山氏のいわれる、「実態をガラス張りにしたら…（保育サービスによる所得補助の仕組みは）一般住民の強い反対をうける」（〔6〕6月17日）というのは希望的観測であろう。

前稿（〔10〕135頁）でものべたように、保育所と育児休業制は女子が経験をつんで熟練をみかいていくのにもっとも重要なものである。高山氏は東京都の0歳児の保育費用が1人月額15万円強であることを指摘し、0歳児保育は各家族の手にゆだね、生後1年間は育児休暇を母親にあたえて保障することを提唱している。一見もってもらいたい意見である。しかし、突飛なことのようにだが、なぜ父親でなく母親にあたえるのであろうか。クールな分析をされる高山氏のことだから、ポウルヴィ流の母性愛を盲信されているのではあるまい。『疑わしき母性愛』という著作もあるように、乳児期の育児の担い手のよしあしについて結論はでていない。おそらく高山氏の想定は、経済学者らしく合理的経済人による人的資本投資行動であろう。男性が働き盛りに一年職場をはなれて育児に専念すると、仕事をしながらの訓練（On-the-Job Training; OJT）が中断されキャリア形成にきずがつく。このような暗黙の了解は男性の経済学者に多い。しかし、おなじことはキャリアウーマンにもいえる。たとえ1年間月額15万円の育児保障をしても（これはかなり高給の女子の話）、そのあいだ OJT は中断される。ゆえに1年間 OJT を中断してもさしつかえのない仕事に女性がおしこめられていくことになる。経済学的にいえば、比較優位ということでは男性にキャリアの深い仕事をまかせた方が効率的である。しかし、それでは女性（キャリア・ママでがんばろうとしている人）にとっての悪循環がつづくだけである。比較優位というのは短期の視点である。現在の労働力人口の推移をふまえて長期的にみつめなおさねば

ならない。若くて優秀な労働者が減っていくのだから、外国人労働者に門戸を解放するより日本の女性を大切に育てていったほうが長期的には得策ではなかろうか。

保育の問題を婦人労働力の育成という“人づくり”の観点でみたが、それは子どもの“人づくり”にもかかわる。このことについて、つぎの進歩的な意見をみてみよう。自由民主党の「乳幼児の保育に関する基本法（仮称）の制定」によると、「乳幼児保育の原点は、家庭における両親との肌のふれあいである。とりわけ、0歳から2歳までの3年間程度は、人格形成にとり重大な意義をもつ」から「0—2歳までの3年間程度の育児休業制度」と「育児手当の創設」を検討することをうたっている。実現できれば好ましいことだが前提としている事実認識が気にかかる。それは「家庭における両親との肌のふれあい」が婦人の社会参加によってうすれてきたというような認識である。しかし専業主婦のいる家庭ももはや「家庭のない家族の時代」（小此木啓吾）におちいつている。ある調査（共同通信『現代社会と性』調査）によると、管理職（もちろん男性の場合）で午後10時以降に帰宅する人は16%（月曜日）から27%（金曜日）にものぼる。そして家族と夕食をともにする割合が52%（月曜日）から36%（金曜日）でしかない。小此木氏のいうように、実態的には母子家庭であるのが現代に典型的な家族である。また同調査によるとセックスの回数・時間も少なく、半分ちかくの妻が不満を内在させている。そういったストレスも加わって、親業教育（PET）の出現に象徴されるように、現代の母親は子育てに自信を失っている。したがって妻が家庭にいれば（婦人と子どもの）よい“人づくり”になるわけではない。昔のイメージをはなれ、新しい家族を念頭において、育児休業制を位置づけていく必要がある。

以上のことを簡単にまとめた。

どれほど危機がせまっているのか疑わしいが、いちおう現在の財政危機を克服するためには、膨らみすぎた福祉をみなおすことが必要であろう。高山氏の保育サービスにたいする鋭い分析もそういった問題意識の延長線上にある。しかし財政問題が長期的に考察されねばならないとおなじように、“人づくり”も長期的に考えねばならない。保育所が貧困救済機関でなくなったことは高山氏の指摘をまつまでもない。だからといって、不公平解消のために利用者負担原則へ転換すべきだというのは短絡的すぎる。質のよい女子労働力がうみだされていくのならば、保育所にたいする公費の投入は、けっしてムダづかいで

なく収益の大きい投資である。したがって保育所問題を考えるときは、公共経済学の観点だけでなく労働経済学の視点も必要である。それがまた公共経済学のひろがりをつくりだしていこう。

“人づくり”という観点でみた場合、現在の保育所の重要問題は保育時間にある。これほどサービス経済化がすすみ、多様な勤務形態がある現代において、午後5時すぎに仕事を終えないと迎えにいけないような保育時間の体制では、よい女子労働は育成されない（もちろん父親も迎えにいける体制も必要）。保育の多様化の中心問題はここにあり、民間か公共かということは小さな問題である。つぎに大事な問題は保育内容の問題である。その理由は、保育内容がつぎの世代の人づくりにかかわってくるからである。

（後記）本ノート作成にあたって、岡山大学の秋山和夫、植松忠博、の両先生にさまざまなコメントや問題点を指摘して頂いた。筆者の不勉強でそれらが全く生かされていないのが残念である。

注

- (1) フルタイマー・パートタイマー別の就労目的のちがいは文献〔4〕(96頁の図Ⅲ-12)にある。この調査結果では「個性や力を発揮する」ためがフルタイマー21.9%（パート12.4%）と多い。また「生活の豊かさを増す」ためもフルタイマー42.4%（パート58.7%）と多い。ただし、調査対象は既婚有配偶で、子ども（とくに0-5歳）の有無の区別がなされていない。

最近の女性問題の資料には、うへの文献をはじめとして女性をターゲットとするマーケティング関係の本によいものが多い。

- (2) なお行政管理庁調査による入所措置理由で、母親の居宅内労働は28.0%である（〔3〕8頁）。

保育所利用者の母親の職業についての調査は対象地区の特性が大きくなる。こういった地区の特性の問題は、国際比較のときにもでてくる。高山氏が保育サービスの経済学について大きく典拠していると思われる M. Krashinsky, *User Charges in the Social Services*. はオンタリオ州（カナダ）の現状をふまえたものだが、そこで

- は保育所児童の75%以上が片親家庭である(同上書 p. 79)。行政管理庁調査によると日本は5.4%が片親家庭である。保育所の国際比較研究は遅れているといわれる。
- (4) 自営業のばあいは職種によっては、妻が育児に専念し、その人手を高齢者にもとめる仕事もある。しかし小規模経営では、夫婦ともにおなじ仕事をするのがあらゆる面で効率的でなかろうか。
- (4) ただし保育所の場合、国・県の補助をあわせて考える必要があり、国・地方の財政構造の視点から扱うことが不可欠である。これは今後の課題とする。
- (5) その他の類型については、別稿で論じたい。ただ完全に保育所に入れる条件をみだしそれを希望しながら、さまざまな理由で門戸をとざされ無認可施設を利用せざるをえない人たちは救済されるべきである。

参考文献

- [1] 秋山和夫「幼・保一元化の行方」月刊福祉 1981年6月
- [2] 大森和子ほか『家事労働』光生館 1981年
- [3] 行政管理庁『保育所の現状と問題点』1982年
- [4] 生命保険文化センター『'80年代女性の生活』日本放送出版協会 1983年
- [5] 高山憲之「保育サービスの費用負担」経済研究33巻3号 1982年
- [6] 高山憲之「保育サービスの費用負担問題」やさしい経済学 日本経済新聞1983年6月14日—18日
- [7] 高山憲之「公費負担と受益者負担」ESP 1983年6月
- [8] 宮本みち子「社会サービスをめぐる“福祉”と受益者負担」週刊東洋経済近経シリーズ67号 1983年7月
- [9] 山下隆資「保育所行政と“高額保育料”問題」香川大学経済学部研究年報22号1982年
- [10] 脇坂明「パート問題とM字型女子労働力率」岡山大学経済学会雑誌 1983年6月